

選ぶ権利

今でこそ性別による違いがないことが当たり前の選挙権ですが、歴史を振り返ってみると、それが当たり前ではない時代があったということが分かります。

1890（明治 23）年、日本で初めての選挙である「衆議院議員総選挙」が実施されました。その際に選挙権があったのは、満 25 歳以上の直接国税を 15 円以上納めている男性で、当時の人口の約 1%程度だったそうです。

1925（大正 14）年には、納税要件がなくなり、満 25 歳以上の男性すべてに選挙権が認められましたが、女性には認められませんでした。その背景には、女性の社会的地位が低く、男尊女卑の考えが根付いていたことがあります。そのことに異を唱えた女性たちの活動のおかげで、女性にも選挙権が認められたのは 1945（昭和 20）年のことです。その際に選挙権年齢も満 20 歳以上に引き下げられました。

それから 70 年後の 2015（平成 27）年には、少子高齢化が進む中で、若い世代の意見をもっと政治に反映させるため、選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられました。

さまざまな年齢の、さまざまな人の意見を反映させるために、先人たちによって切り開かれた「自分自身で選ぶ権利」を行使することが大切なのだと思います。

